

難聴児に対する補聴器購入費等の一部を助成します

身体障害者手帳に該当しない軽度・中等度難聴児（18歳未満）の言語能力の健全な発達を図るため、補聴器購入費及び修理費の助成制度が平成24年8月1日から始まりまし

ました。軽度・中等度の難聴児は、音への反応があるため、難聴があると気付かれにくく、そのままにしておくと言葉の遅れや発音の誤りなど言語の発達に支障をきたすこともあります。このような場合、早期に補聴器をつけることで、言語の発達やコミュニケーション能力を高めることができると言われてい

ます。町では、こうした子どもの言語習得やコミュニケーション能力向上を高めることを目的に、補聴器の購入費用等の助成を行います。

○助成対象

身体障害者手帳の交付対象とならない程度（両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満）の18歳未満の児童（医師が必要と認めれば30デシベル未満も対象）

○助成額

見積額もしくは基準額のどちらか少ない額の3分の2

○主な補聴器の種類と基準額

機種 (耳掛け型)	基準額 (本体とイヤモード)
軽度・中等度難聴用	52,900円
高度難聴用	52,900円
重度難聴用	76,300円

○申込方法

補聴器を購入または修理する前に福祉課または各総合支所・出張所で申請してください。

なお、医師意見書などが必要となりますし、所得制限がありますので、事前にご相談ください。

◆問い合わせ 福祉課 民生福祉班
☎0820(77)5505

就学援助費・就学奨励費 交付申請について

■対象

・就学援助費
町内小中学校児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学援助を希望される人
・就学奨励費
特別支援学級へ就学してい

☎0820(77)5505

■問い合わせ 福祉課

です。面談により、資格の取得見込みや生活状況の聴取等を行います。

■交付内容

学用品費・修学旅行費・学校給食費など

■申請期限 4月19日(金)

(年度の途中でも申請の受付を行います)が、認定となった場合は提出した日から援助対象となります。

■申請方法

教育委員会学校教育課または、各公民館に所定の様式に

る町内小中学校児童・生徒の保護者で就学援助を希望される人

※ただし、認定条件がありませんのでお尋ねください。

より申請してください。(継続を希望される人も、改めて申請が必要です。)

■申請に必要なもの

印鑑・生計を同一にする世帯全員の平成24年度課税証明書(ただし、平成24年1月1日現在、町内に住所を有する方は必要ありません)・児童扶養手当証書の写し(該当者は必ず添付)・振込先口座

■問い合わせ

教育委員会 学校教育課
☎0820(78)2204

4月から難病等の方々 障害福祉サービス等の対象となります

平成25年4月に施行される障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等(障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病)の方々がかかります。

対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

詳細については、健康増進課健康づくり班までお問い合わせください。

◆問い合わせ

健康増進課 健康づくり班
☎0820(77)5504